

2012年6月12日

## 貸与品取扱規程第10条第3項の実費負担額

『貸与品取扱規程』第10条(実費負担)第3項 の使用者の負担額について、以下のとおりとします。

	パソコン	iPhone, iPad	データ通信端末	セキュリティカード, 鍵	その他
紛失・故障・毀損等 (使用管理上問題有)	50,000 円 ※2	10,000 円 ※2	5,000 円 ※2	実費負担	代表と相談
盗難 ※1	無	無	無	無	無
故障・毀損等 (使用管理上問題無)	無	無	無	無	無

※1 自己の管理下にあるにもかかわらず、第三者に奪取される場合など、あきらかに紛失の可能性が無い場合に限ります。

※2 複数回、負担額を支払うこととなった場合で、かつ、前回の負担額の支払い時期より1年が経過していない場合は、上記の2倍の額を負担させるものとします。

以 上